

被扶養者認定 取扱基準



令和7年10月

大阪市職員共済組合

はじめに

大阪市職員共済組合（以下「当共済組合」という。）では、組合員の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族に対しても給付を行っています。この扶養家族を「被扶養者」と呼びます。

被扶養者は掛金（保険料）を負担することなく、組合員と同様に疾病、負傷、出産、死亡の短期給付を受けることができます。しかし、本来、被扶養者に該当しない人を認定してしまうと、当共済組合にとっては支払う必要のない医療費を支払ったり、加入者数に応じて計算される高齢者医療費制度への負担金を余計に負担したりすることになります。

これは当共済組合の財政を直接圧迫することになり、ひいては組合員の掛金の高騰につながります。

したがって当共済組合では、収入確認はもとより、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力、社会通念等を総合的に勘案し認定の可否を判断します。

そのため、別途必要に応じて、扶養認定の事実関係を確認する書類等の提出を求めるとありますが、情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報の保護には十分留意しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法、同法施行令及び同法運用方針に定められていますが、さらに厚生労働省及び総務省からの通知文書等に基づき当共済組合において基準を定め、定期的に資格の得喪について審査・確認をすることとなっています。

当共済組合において実施する扶養状況確認調査（検認）において、この扶養認定にかかる基準・要件を知らなかったため、被扶養者の資格を遡って喪失することとなり、高額な医療費の返還を求められるケースが見受けられます。

そこで、組合員の皆さまに分かりやすくご理解していただくため、『被扶養者認定取扱基準』を作成しています。

本基準に基づき、公平かつ適正な扶養認定事務を執行してまいりますので、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

目 次

I 被扶養者の定義及び認定要件	
1 被扶養者の範囲	1
2 被扶養者の国内居住要件	1
3 被扶養者になれない者	2
II 収入基準等	3
1 不定収入がある場合	4
2 奨学金、研究奨励金及び司法修習資金貸与金	4
3 日額で判定する収入	5
III 新たに被扶養者の申告をするとき	
1 届出	9
2 資格取得日	9
3 就労していた家族の扶養を申告するとき（雇用保険について）	10
4 出産・病気等で離職した家族について申告するとき	11
5 当共済組合や他保険者等に被扶養者として届出していた家族について 申告するとき	11
IV 夫婦相互扶助	12
V 共同扶養	
1 子の場合	13
2 親の場合	14
VI 別居している（した）者を扶養申告するとき	
1 別居扶養する場合の経済的援助の基準	14
2 別居認定の必要書類	16
3 すでに被扶養者として認定されている者が就学のため別居する場合	16
4 人事異動に伴う別居	17
5 二世帯住宅等	17
VII 被扶養者の申告に必要な書類	
1 添付書類の基本的な考え方	18
2 認定・喪失事由ごとの添付書類（例）	19
3 扶養家族が減ったとき	21
4 診療費等の返還	21
5 その他	21
VIII 国民年金第3号被保険者の届出	23
IX 扶養状況確認調査（検認）	24
X 別居扶養の送金額等の自己チェックシート	25
XI 被扶養者収入チェックシート	28

I 被扶養者の定義及び認定要件

1 被扶養者の範囲

法第2条第1項第2号により主としてその組合員の収入により生計を維持されている者で、範囲は次のとおり規定されています。

(1) 組合員と同居していても別居していてもよい人【下の図の黄色】

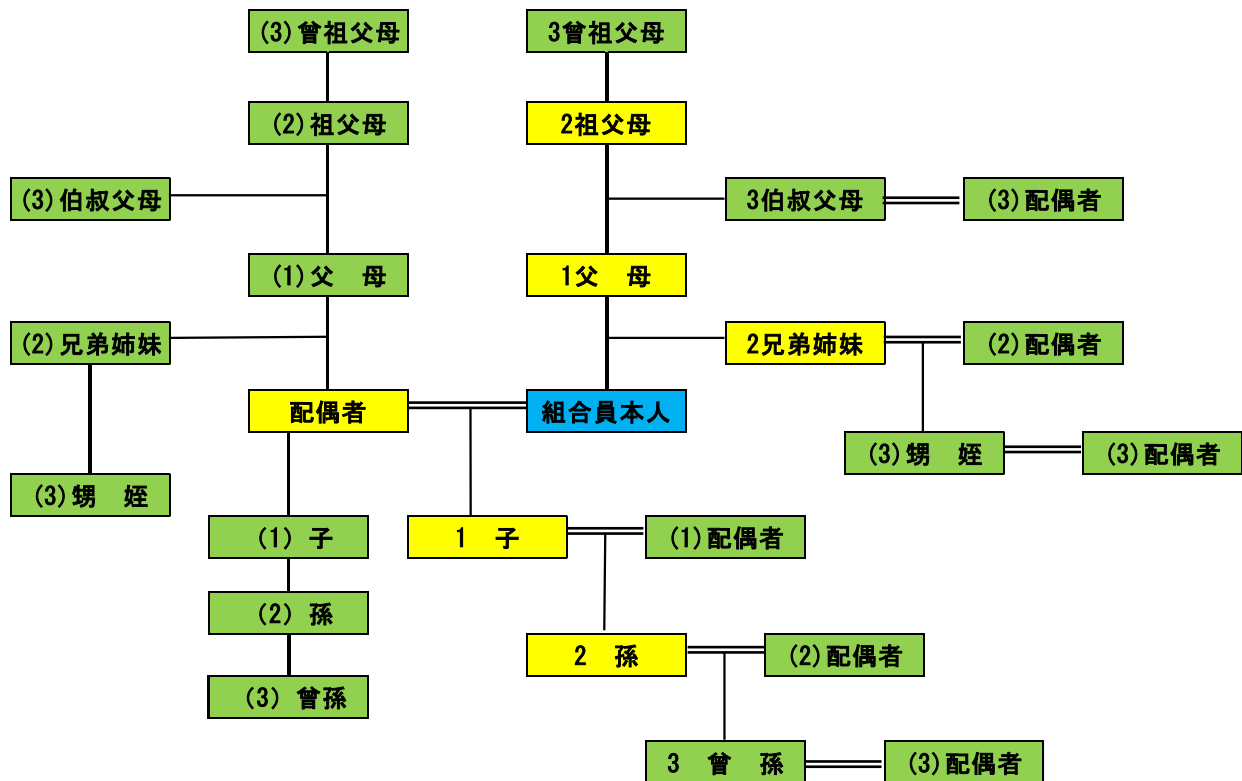
配偶者（内縁関係も可）、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母

(2) 組合員と同居していることが条件になる人【下の図の黄緑色】

(1) 以外の3親等内の親族、組合員の内縁関係にある配偶者の父母及び子、並びに当該配偶者死亡後のその父母及び子

注1) 内縁関係にある場合には、住民票に「妻（未届）」「夫（未届）」の記載が必要です。

注2) 別居扶養の場合は、別途送金基準を満たすことが必要です。



(注) 数字は組合員本人からみた親等数を示し、数字のみは血族、() は姻族

2 被扶養者の国内居住要件

被扶養者は、原則として日本国内に住所を有する必要があります。

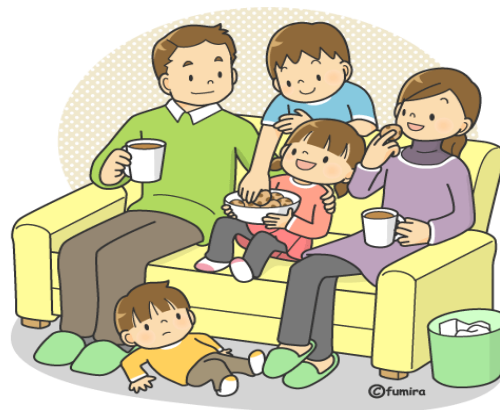
ただし、日本国内に住所を有さない場合でも、日本国内に生活の基礎があると認められるときは、被扶養者になることができる場合があります。

例) ・外国において留学をする学生

・観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

3 被扶養者になれない者

- (1) 他の健康保険または船員保険等の被保険者になれる者（適用事業所に使用される者）あるいはその被扶養者に認定される者
- (2) 後期高齢者医療制度の被保険者である者
- (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、当該組合員が主たる扶養者でない者
- (4) 「Ⅱ 収入基準等」（P3参照）を満たさない者
- (5) 「Ⅵ 別居している（した）者を扶養申告するとき」（P14参照）を満たさない者
- (6) 個人事業者（個人事業主）
 - ※ 個人事業者であってもその収入が著しく低く、その実態を具体的に調査確認し組合員の収入により生計を維持していると当共済組合が判断した場合に限り、被扶養者として認定される場合があります。
 - ※ 扶養認定の届出をする際には、18ページに掲載している扶養に必要な添付書類のほか、収入状況及び事業の今後の見通し等を具体的に記載した理由書や確定申告書類一式の写しの提出が必要です。
 - ※ 法人の代表者及び従業員を1人でも雇っている事業主等は、収入が著しく低い場合でも被扶養者になることはできません。
- (7) 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者



Ⅱ 収入基準等

- 事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額が下表の金額^{※1}未満であり、かつ当該収入が組合員の収入の二分の一未満^{※2}であること。

当該被扶養者の年齢等	収入基準額
障害年金受給者または60歳以上の者	180万円 ^{※1} （月額150,000円、日額5,000円）未満
その年の12月31日現在の年齢 ^{※3} が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）	150万円 ^{※1} （月額125,000円、日額4,167円）未満
上記以外の者	130万円 ^{※1} （月額108,334円、日額3,612円）未満

※1 所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。

※2 被扶養者の収入が組合員の収入の二分の一以上の場合であっても、組合員の年間収入を上回らないときで、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者となることがあります。

※3 民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日に加算されます。例えば、誕生日が1月1日の方は12月31日に1歳加算されます。

- ・ 収入要件以外に、別居の場合は送金基準等が設けられています。
（14ページ「Ⅵ 別居している（した）者を扶養申告するとき」参照）
- ・ 被扶養者として認定する際の収入基準額に定める収入とは、所得税法に基づく収入ではなく、非課税の遺族年金や障害年金をはじめ、厚生年金、共済年金、企業年金、個人年金、給与収入、不動産収入、事業収入、利子及び配当など課税非課税にかかわらず、すべての収入が対象となります。（5ページ【主な収入の種類】参照）
- ・ 「将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入」とは必ずしも1年間の総収入だけで判断するのではなく、臨時（短期間）雇用、パート、アルバイト等であっても雇用形態や給与の月額等を確認することにより、個々の状況に応じ認定可否を判断します。
また、賞与に相当する報酬がある場合は、状況に応じて配分加算します。
- ・ 退職一時金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入は恒常的なものとはいえないので、収入には含めません。
- ・ 個人事業者など独立して事業を営む者は原則としては認定できませんが、経営不振等によりその収入が著しく低く、組合員の収入により生計を維持していると判断できる次の基準に該当する場合に限り、被扶養者として認定することも可能としています。

● 個人事業者の収入基準（不動産所得や農業所得等を含む。）

収入金額から原材料費（仕入れにかかる売上原価）のみ控除した金額が130万円未満（障害年金受給者または60歳以上の者は180万円未満、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）は150万円未満）

注1 先物取引や原稿料等の雑所得、利子・配当所得等も同様の取扱いをします。

注2 収入については、確定申告の際に提出する収支内訳書などで確認します。

6ページから8ページに掲載している確定申告収支内訳書見本を参照してください（1月～12月の12か月分の収入を確認。年途中で事業を開始している場合は、翌年の1月～12月の12か月分の収入で確認。）。

注3 法人の代表者及び従業員を1人でも雇っている事業主等は、収入が著しく低い場合でも被扶養者になることはできません。

※ 扶養状況確認調査（検認）を行う場合は、確定申告の際に提出する収支内訳書など収入の内訳が確認できる書類の提出が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

1 不定収入がある場合

- （1） アルバイト・パート、臨時（短期間）雇用等の場合は、雇用契約書により時給制・日給制であっても向こう1年間に130万円、150万円または180万円（「Ⅱ 収入基準等」参照）の収入が見込まれる雇用形態や収入状況であるときは、認定できません。

既に認定されている場合は、勤め始めたときに遡って資格喪失します。

※ 基本的に概ね3ヶ月以上月額収入基準を超える場合は認定できません。

- （2） 勤務時間や日数を調整することで基準額内になるように調整するという申出書及び雇用契約書は原則認められません。

- （3） 不定収入である雇用形態の方は、当共済組合が提出を求めた際、給与明細書や勤務先からの各月分の支払い明細書を提出できるよう必ず保管しておいてください。提示できないときは勤務先が証明した「給与支払証明書」等を提出してください。

※ 『Ⅺ 被扶養者収入チェックシート』（27ページ参照）をご活用ください。

2 奨学金、研究奨励金及び司法修習資金貸与金

奨学金は優秀な学徒で、経済的理由により就学困難なものに学資金として支給、貸与されているもので、認定基準額という収入には該当しないと考えられますので、認定基準額を超える奨学金を受けていたとしても、その者を被扶養者として認定することは可能です。

ただし、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は、奨学金のように単に学資のみに充てることを目的としたものでなく、その支給条件等から生活補助的な面もあるので、これは認定基準額としての収入に含みます。また、司法修習資金貸与金も同様です。

3 日額で判定する収入

雇用保険や休業補償（傷病手当金など）の収入については日額で判定し、次の基準額未満であるときに被扶養者として申告できることになります。

<日額基準額>

- ◆ 障害年金受給者または60歳以上の者
収入限度額 $1,800,000\text{円} \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日} = 5,000\text{円}$ 未満（日額）
- ◆ その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者
（組合員の配偶者を除く）
収入限度額 $1,500,000\text{円} \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日} = 4,167\text{円}$ 未満（日額）
- ◆ 上記以外
収入限度額 $1,300,000\text{円} \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日} = 3,612\text{円}$ 未満（日額）

（10ページ「3 就労していた家族の扶養を申告するとき（雇用保険について）」参照）

【主な収入の種類】

給 与 収 入	給料、賃金、賞与など ※ <u>交通費</u> も給与収入に含みます。
年 金 収 入	厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、 個人年金、企業年金、恩給 など ※ <u>遺族年金、障害年金は非課税のため課税証明書には記載されませんが、収入に含みますのでご注意ください。</u>
事 業 収 入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医業、株の 売買などから生じる収入
利 子 収 入	公社債、有価証券利子、預貯金の利子など
配 当 収 入	株式の配当金など
不 動 産 収 入	家賃、地代、権利金など
雑 収 入	原稿料、執筆料、講師謝金、講演料、出演料、印税など
その他の収入	傷病手当金、雇用保険失業給付金、休業補償金、年金生活者支援給付 金など



○ 共済組合における収入の考え方（事業所得の場合）

課税（所得）証明書の他に、
確定申告書の写し及び収
支内訳書の写しも提出し
てください。

「収入金額④」から
「売上原価⑨」を引いた
「差引金額⑩」の金額を
収入とします。

※経費は認められません。

令和 年分収支内訳書（一般用）

「不動産所得用」「農業所得用」は
次ページをご覧ください。

住 所	フリガナ 氏 名	電 話 番 号 (自 宅)	税 理 士 等 氏 名 (名称)
事業所 所在地	電 話 番 号 (事業所)	加 入 団体名	電 話 番 号
業 種 名	屋 号		

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

○給料賃金の内訳

番 号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入		経 費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉑	
家事消費 ②		通 信 費 ㉒	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㉔	
期首商品(製品) ⑤		損害保険料 ㉕	
仕入金額(製品製造 ⑥)		修 繕 費 ㉖	
小 計 (⑤+⑥) ⑦		消 耗 品 費 ㉗	
期末商品(製品) ⑧		福利厚生費 ㉘	
差引原価 (⑦-⑧) ⑨			
差引金額 (④-⑨) ⑩			
給料賃金 ⑪			
外注工賃 ⑫			
減価償却費 ⑬			
貸倒金 ⑭			
地代家賃 ⑮			
利子割引料 ⑯			
租税公課 ㉑			
その他の経費 ㉒			
水道光熱費 ㉓			

氏 名 (年齢)	従事月数	給料賃金 円	合 計 円	源泉徴収税額 円
(歳)				
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数	⑪		

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要経費算入額 円	源泉徴収税額 円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

○ 共済組合における収入の考え方（不動産所得の場合）

課税(所得)証明書の他に、
確定申告書の写し及び収
支内訳書の写しを提出し
てください。

「収入金額⑤」の金額を
収入とします。
※経費は認められません。

控
用

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

○申告には、必ず

提出用

を使ってください。

科 目	金 額 (円)
賃 貸 料 ①	
礼 金 ・ 権 利 金 ②	
名 義 書 換 料 ③	
小 計 (②+③) ④	
計 (①+④) ⑤	
給 料 賃 金 ⑥	
減 価 償 却 費 ⑦	
貸 例 金 ⑧	
地 代 家 賃 ⑨	
借 入 金 利 子 ⑩	
租 税 公 課 ⑪	
損 害 保 険 料 ⑫	
修 繕 費 ⑬	
雑 費 ⑭	
小 計 (⑪~⑭までの計) ⑮	
経 費 (⑮~⑯までの計+⑮) ⑯	
専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑮-⑯) ⑰	
専 従 者 控 除 ⑱	
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲	
土地等取得のために 要した負債の利子の額	

令和 年 分 収 支 内 訳 書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得
の金額の計算内容をこの表に
記載して確定申告書に添付
してください。)

住 所	フリガナ 氏 名	事務所 所在地
職 業	電 話 番 号	氏 名 (名称)
		電 話 番 号

番 号

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に
書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 用 途 貸 地 (住宅用、 住宅以外等) 等の別	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約 期 間	貸 付 積 面 積	本 年 中 の 収 入 金 額		保 証 金 金 額 (期末残高)
					月 額	年 額	
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
			自 年 月 至 年 月		円	円	円
計					①	②	③

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事 月数	給 料 賃 金 月 額	合 計	源泉徴収税額
(歳)		円	円	円
その他 (人分)				
計	延べ 従事 月数		⑥	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月数
(歳)		
(歳)		
	延べ従 事月数	

○ 共済組合における収入の考え方（農業所得の場合）

課税(所得)証明書の他に、
確定申告書の写し及び収
支内訳書の写しも提出し
てください。

令和 年分収支内訳書（農業所得用）

（あなたの本年分の農業所得
の金額の計算内容をこの表に
記載して確定申告書に添付
してください。）

控
用

令和

平成 年 月 日

住 所	業 種 名	依 頼 所 在 地
フリガナ 氏 名	農 園 名	氏 名 (名称)
	電 話 番 号	電 話 番 号

番 号

○申告には、必ず
提出用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販 売 金 額 ①		修 繕 費 ①	
家 事 消 費 金 額 ②		動 力 光 熱 費 ②	
事 業 消 費 金 額 ③		作 業 用 衣 料 費 ③	
雑 収 入 ④		農 業 共 済 損 金 ④	
小 計 (①+②+③) ⑤		荷 運 運 賃 手 数 料 ⑤	
農 産 物 の 期 首 ⑥		土 地 改 良 費 ⑥	
棚 卸 高 期 末 ⑦		⑦	
計 (④-⑤+⑥) ⑧		⑧	
雇 入 費 ⑨		⑨	
小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑩		⑩	
減 価 償 却 費 ⑪		⑪	
貸 倒 金 ⑫		⑫	
利 子 割 引 料 ⑬		⑬	
租 税 公 課 ⑭		⑭	
種 苗 費 ⑮		⑮	
素 畜 費 ⑯		⑯	
肥 料 費 ⑰		⑰	
飼 料 費 ⑱		⑱	
農 具 費 ⑲		⑲	
農 薬 費 ⑳		⑳	
諸 材 料 費 ㉑		㉑	

○雇入費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金	現 物	合 計	源 泉 徴 収 税 額
	延 日	円	円	円	円
その他(人分)					
計			⑧		

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名	(年齢)	続 柄	従 事 月 数
	(歳)		
	(歳)		
	(歳)		
	(歳)		
	(歳)		
			延べ従事月数

「収入金額⑦」から
「種苗費：ロ」と「素畜費：ハ」を
差し引いた金額を収入とします。
※他の経費は認められません。

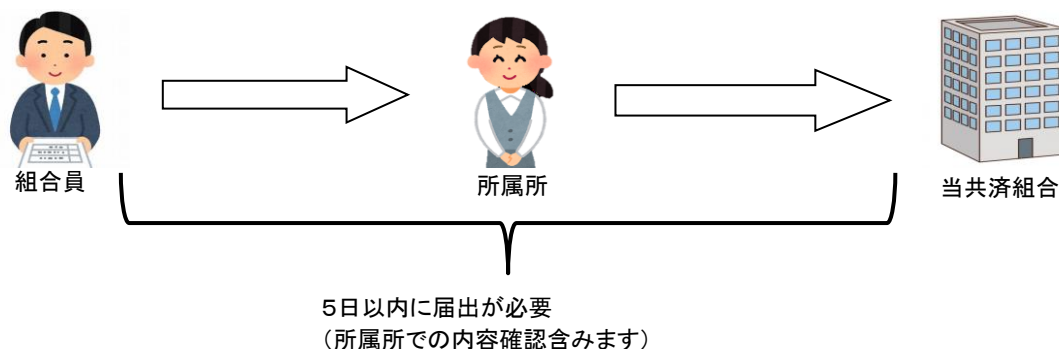
Ⅲ 新たに被扶養者の申告をするとき

1 届出

結婚や退職、出生等により新たに被扶養者として家族を認定する申告を行う場合は、事実発生日から5日以内に当共済組合へ届出することとなっています。

出生の場合など、5日以内の提出が困難な場合は、可能な限り早期に提出してください。

なお、事実発生日から30日を経過してから届出すると、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）が申請書類一式を受付けた日が認定日（健康保険の資格取得日）となってしまいますのでご注意ください。



2 資格取得日

(1) 30日以内に届出した場合
事実発生日

(2) 30日を経過してから届出した場合
所属所の受付日

『所属所の受付日』とは、原則として審査に必要な書類*がすべて添付された被扶養者申告書を受理した日とします。

なお、発行元の都合等により提出していただく必要書類がすぐに揃えられないときは、提出可能な書類を先に揃えて申告し、申告の際にその旨を書面で申し出てください。

ただし、事実発生日より30日を経過する日が土日や祝日にあたる場合は、翌開庁日までを30日以内とします。

※ 審査に必要な書類（詳しくは18～20ページ参照）

被扶養者申告書	当共済組合ホームページからダウンロードできます。
被扶養者申告書別紙 (マイナンバー届出書)	
事実発生日及び理由が確認できる書類	退職証明書・婚姻届受理証明書・死亡診断書など理由によって異なります。
認定対象者及び世帯の情報が分かる公的書類	住民票の写し（世帯全員・続柄あり）（原本）・戸籍謄本（原本）など（氏名、性別、生年月日、住所、続柄など確認）
収入確認にかかる書類	課税（所得）証明書（原本）など

※ その他確認・参考資料

上記の書類だけでは就労状況、扶養事実の有無、他の扶養義務者の状況、生計の実態等が確認し難い場合は、次のような書類が必要な場合があります。

- ・ 共済組合被扶養者にかかる申出書（人事異動用）、収入状況及び経済的援助にかかる申出書、経済的援助にかかる申出書（学生を別居不要する場合の申請用）、理由書
- ・ 離職票、収入に関する詳細な資料
- ・ 給与明細書のコピー、年金振込通知書のコピーなど
- ・ その他必要と認める書類

3 就労していた家族の扶養を申告するとき （雇用保険について）

就労していた家族を被扶養者として認定する場合は、雇用保険の受給状況を確認します。事業主が労働者を雇用したときは原則、雇用保険に加入することになっています（公務員だった方や雇用形態により、適用除外となっている場合あり）。

雇用保険法における失業とは、同法第4条第3項に「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」と定められており、本来雇用保険は、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職するために支給されるものです。つまり、早く適職を得て再就職することが前提で、給付の目的は再就職までの生活保障にあります。

被扶養者になるための申告事由が離職でなくても、課税（所得）証明書に給与収入の記載があるなど、過去に就労していた事実がある場合は、離職票または雇用保険受給資格者証により雇用保険の受給状況を確認させていただきます。

（１）雇用保険を受給するとき

- ① 失業給付を受給する場合でも、収入基準額（日額）（５ページ参照）の範囲内であることが確認できる場合は、被扶養者として申告できます。
- ② 離職後、給付制限などで雇用保険を受給できない期間に扶養の認定をされていた場合、雇用保険受給開始時には遅滞なく被扶養者から外す手続きをしてください。

（２）雇用保険受給の意思がないとき

- ① 離職票１・２があるときは、労働の意思や能力を有さず雇用保険受給の意思がないことを確認するため、離職票１及び離職票２（原本）を提出してください。
- ② 離職票２交付を希望しなかったときは、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（離職票１と同様式）のコピーを提出してください。

（３）雇用保険受給期間を延長したとき

妊娠、出産、育児及び病気等で受給延長の手続きをした場合は、受給期間を延長したことがわかる書類のコピーを提出してください。

受給開始したときは、必ず扶養から外す手続きをしてください。

（４）雇用保険に未加入だったとき

離職した勤務先が雇用保険の適用がなかったときや公務員を退職したとき等は、雇用保険の適用でないため雇用保険未加入であったことを書面（様式なし）に記入して

提出してください。

(5) 雇用保険の受給が終了したとき

支給終了日の翌日が事実発生日となります。

雇用保険受給資格者証により雇用保険受給終了日を確認するため、雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。

(6) 65歳以上の離職で「高年齢求職者給付金」を受給する場合

65歳以上の場合は、一般の雇用保険被保険者が離職した場合とは異なり、失業手当（基本手当）ではなく「高年齢求職者給付金」が、一時金として支給されます。この収入については、恒常的な収入ではなく一時金として取り扱います。

4 出産・病気等で離職した家族について申告するとき

健康保険などの被用者保険に加入していた方が出産や病気が理由で離職される場合には、出産手当金や傷病手当金の受給が可能となることがあります。

これらの手当金は日額基準（5ページ参照）で判定をする収入となりますので、手当金の受給中あるいは受給資格がある方は、収入限度額を超える可能性があります。日額の確認できる書類または受給が終了したことを確認できる書類が必要です。

5 当共済組合や他保険者等に被扶養者として届出していた家族について申告するとき

当共済組合への再加入または他保険者等から当共済組合へ加入したときに加入期間が1日も途切れない場合は、必要な書類の添付を一部省略することができますので、次の必要書類を提出してください。

届出発生事由	扶養認定に係る必要書類
①当共済組合への再加入 例：再任用、臨時的任用職員 会計年度任用職員 等	- 被扶養者申告書 - 収入状況及び経済的援助にかかる申出書
②他保険者からの加入 例：新規採用 退職派遣からの復職 等	- 被扶養者申告書 - 被扶養者申告書別紙（マイナンバー届出書） - 収入状況及び経済的援助にかかる申出書 - 資格喪失証明書（原本）※保険者発行のもの
③他共済組合からの加入 例：学校園からの転入 割愛派遣からの復職 等	（生年月日・性別及び続柄の記載があるもの 記載がない場合は、 住民票の写し（原本）・戸籍謄本（原本）等 が必要）

※ 上記②または③の場合で、他保険者等が発行する「資格喪失証明書」を事実発生日から30日以内に提出できない場合は、必要な添付書類を省略せずに新規採用を事由とする添付書類を提出してください。（18・19ページ参照）

IV 夫婦相互扶助

親を被扶養者として申告する場合等で、被扶養者として申告する者の収入が認定基準額の範囲内であり、かつ被扶養者として申告する者に配偶者がいる場合は、夫婦相互扶助の観点から各々の収入合計額が次頁別表に規定する収入基準の合計額未満である場合に、認定の対象として審査します。



夫婦相互扶助による収入超過

認定対象者に配偶者がいる場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。また、どちらか一方の収入が限度額を超えていなくても、2人の合計収入が2人それぞれの収入限度額を合算した額を超える場合には、被扶養者として認定できません。

当共済組合が行っている扶養状況確認調査（検認）において「両親の収入金額を把握していません」と言われる方がよくおられますが、どちらか一方でも被扶養者とする以上は両親の収入を両方とも把握していただく必要があります。

当共済組合において収入基準を超えていない事を確認するため、夫婦双方の課税（所得）証明書（原本）及び給与明細書の写し等を提出していただきます。

両親以外でも認定対象者に配偶者がいる場合は、同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

（例）

父	65 歳	公的年金受給者	年収 200 万円
母	59 歳	収入はパートのみ	年収 120 万円

➡ 上記の場合、父の収入限度額は 180 万円、母の収入限度額は 130 万円。

よって、2人の収入限度額は 310 万円となる。母の収入のみでは限度額内ではあるが、2人の合計収入額は 320 万円となるため、2人とも被扶養者として認定できません。

(別表) 夫婦相互扶助の考え方 (例)

	認定対象者とその配偶者の収入合計	認定対象者の収入	認定可否 (認定対象者)	認定対象者の配偶者の収入	認定可否 (認定対象者の配偶者)
認定対象者が(B) その配偶者が(B)	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(B)	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
	310万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(A)	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(A) 障害年金受給者または60歳以上の者

(B) A以外の者

V 共同扶養

1 子の場合

夫婦双方に収入があり共同で子を扶養する場合における被扶養者の認定にあたっては、基本的に収入の多い方の被扶養者とします。なお、複数の子を夫婦で分けて各々扶養すること(分離認定)は原則認められません。

比較する収入は次のとおりです。

(1) 配偶者が被用者保険(健康保険組合等)に加入している場合

比較する収入は、過去の年収、現時点での年収、未来の年収等から見込んだ今後1年間の年間収入となります。

(2) 配偶者が国民健康保険に加入している場合

比較する収入は、直近の年間所得で見込んだ年間収入となります。

なお、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

また、育児休業等を取得した場合は、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。

ただし、新たに誕生した子については、改めて収入の比較等の基準に基づき申告が必要です(結果次第で、既に認定されている子の扶養替えの届出が必要となる場合があります)。

2 親の場合

当該組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいるときは、原則その中で組合員の収入が一番多い場合に被扶養者として認定します。この場合の収入比較も1と同様に行います。

また、組合員の収入が兄弟姉妹の中で一番多くても、組合員は親と別居で、他の兄弟姉妹が親と同居しており被用者保険に加入している場合は、当共済組合の被扶養者にはなれません。

別居扶養している場合は、収入が基準の範囲内であるからといって認定できるものではなく、主として組合員が生計を維持している（認定対象者の収入を超える金額以上かつ基準額以上を生活費として負担している）事実があることが必要です。

詳しくは、次の「Ⅵ 別居している（した）者を扶養申告するとき」をご覧ください。

※ 基準額を満たしていても、生計の実態や今後の継続性、社会通念等を厳正に勘案して判断します。そのうえで扶養していると当共済組合が判断できない場合は、認定できません。

Ⅵ 別居している（した）者を扶養申告するとき

（住民票を異動しない別居・学生の一人暮らしを含む）

別居扶養の場合は、組合員が認定対象者の主たる生計維持者であるかどうかの確認等について、同居での認定とは異なり認定基準が厳しくなります。

別居している者を新たに被扶養者とする場合には、認定対象者の続柄、収入基準額、送金額、送金方法の条件を満たし、生計維持関係がある事実の証明が必要です。

また、すでに被扶養者として認定されている家族と別居した場合も、被扶養者申告書等の提出が必要です。里帰り出産等で2～3か月程度の一時的な別居の場合は届出不要としていますが、3か月を超えて別居となる場合は基本的に届出が必要です。

別居扶養の要件を満たさない場合は、扶養から外していただきます。

届出を怠り、別居していたことが後日判明した場合で、別居要件を満たす証明が提出できないときは、別居時点に遡り資格を喪失します。

扶養状況確認調査（検認）等によりその実態確認を随時行いますが、当共済組合が求めた資料の提出がない場合や扶養の事実が確認できないと判断した場合も、遡って資格を喪失します。収入状況及び送金を証明できる書類を必ず保管しておいてください。

1 別居扶養する場合の経済的援助の基準

- （1） 別居扶養可能な続柄であること
- （2） 対象者の恒常的な年間収入が130万円（障害年金受給者または60歳以上の者は180万円、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）は150万円）未満であること
- （3） 年間65万円以上かつ対象者の収入以上の送金を組合員が行っていること

(4) 次のアの基準を満たすこと

ただしアを満たさない場合でもイを満たす場合は可

$$\text{ア} \quad \frac{(\text{組合員収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員} + \text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{(\text{対象者数})}$$

$$\text{イ} \quad \frac{(\text{組合員同居世帯収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{(\text{対象者数})}$$

※ 対象者が複数いる場合、それぞれ個別に算出するが、対象者同士が同居の場合には合計での算出「(組合員からの送金合計額+対象者収入合計) / 対象者人数」とする。

(5) 対象者と同居する親族の加入する健康保険が被用者保険の場合は原則認定不可

(6) 対象者に配偶者がいる場合は夫婦相互扶助による収入基準内であること

注1) 送金方法は、金融機関を通じた振込等による客観的に事実証明できる方法を必要とし、組合員から対象被扶養者名義の口座への毎月送金を原則とする。手渡しは認定できません。

注2) 対象者が18歳未満の場合または学生である被扶養者（子）が遠方地で下宿等するため別居となった場合のみ（4）の基準を適用しない。

【（4）の具体例】

年収600万円の組合員（子1名を扶養）が、一人暮らしの母（遺族年金と基礎年金で170万円の収入）を扶養する場合

$$\text{ア} \quad \frac{(\text{組合員収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員} + \text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者数}} \quad \text{にあてはめると}$$

$$\frac{600 \text{ 万円} - 170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人} + 1 \text{ 人}} \leq \frac{170 \text{ 万円} + 170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人}} \quad \text{となり}$$

215万円 ≤ 340万円 であるため不可

ただし、組合員と同居する配偶者の年収が590万円ある場合には

$$\text{イ} \quad \frac{(\text{組合員同居世帯収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者数}} \quad \text{にあてはめると}$$

$$\frac{600 \text{ 万円} + 590 \text{ 万円} - 170 \text{ 万円}}{3 \text{ 人}} \geq \frac{170 \text{ 万円} + 170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人}} \quad \text{となり}$$

340万円 = 340万円 であるため可

よってアの基準は満たしていないが、イの基準は満たしているため、認定可能となる。

2 別居認定の必要書類

- (1) 金融機関の振込票の写しや現金書留封筒の写しまたは送金記録のある預金通帳（送金日、金額、送金者氏名が記載されたもの）の写しなど、客観的に経済的援助の事実が確認できる書類（生活費を、いつ・誰から・誰に・いくら送金したかを、第三者に明確に証明できるもの）

- ※ 『手渡し』での仕送りは認定できません。
- ※ 生活費としての仕送りですので、毎月送金していただくことを原則とします。
- ※ 送金元の名義は組員、かつ送金先の名義は被扶養者である必要があります。
- ※ 月額55,000円、または被扶養者に65万円以上の年間収入がある場合は、その収入額より多い月額送金額が必要です。

- (2) 当該認定対象者の収入額がわかる書類（18ページ参照）
- (3) 認定対象者と同居する他の扶養義務者が存在する場合、当該扶養義務者の収入額がわかる書類
- (4) 認定対象者の住民票の写し（世帯全員・続柄入り）（原本）
- (5) 認定対象者と組員との続柄を確認できる書類（戸籍謄本・戸籍抄本等）
- (6) その他必要とする書類

3 すでに被扶養者として認定されている者が就学のため別居する場合

学生である被扶養者が遠方地で下宿等するため別居となった場合は、『被扶養者申告書』に『経済的援助にかかる申出書（学生を別居扶養する場合の申請用）』を添付して、事実発生日から30日以内に提出してください。この場合は収入及び仕送りに関する証明書類の添付を省略できます。

＜必要添付書類＞

- ・ 在学証明書または学生証の写し
- ・ 対象被扶養者の住民票の写し（世帯全員・続柄入り）（原本）
- ・ その他所属所において必要とする書類
- ※ 添付書類不備等により事実発生日から30日を経過した場合には、その間の収入及び仕送りに関する証明書類の追加提出が必要となります。

- ※ 扶養状況確認調査（検認）を実施する場合には、収入及び仕送りに関する証明書類（金融機関の振込票の写しや通帳のコピー等）が必要となりますので、必ず過去1年間は保管しておいてください。
- ※ 事実発生日より30日を経過して届出した場合は、『経済的援助にかかる申出書（学生を別居扶養する場合の申請用）』による申告はできません。上記2の別居認定の必要書類を提出してください。

4 人事異動に伴う別居

人事異動により被扶養者と別居せざるを得ない状態となったが、引き続き組合員が主たる生計維持者であることに変わりはない場合は、『被扶養者申告書』に『共済組合被扶養者にかかる申出書（人事異動用）』を添付して、事実発生日（人事異動の発令日）から30日以内に提出してください。

この場合は収入及び仕送りに関する証明書類は不要です。

5 二世帯住宅等

1棟の建物であっても、構造上別に生活することを目的に、それぞれに住宅設備が備わっている二世帯住宅で全く別世帯として居住している場合は、基本的には別居として申告してください。

同じ敷地内に建てた別棟に居住の場合やマンション等共同住宅の別室に居住の場合も別居の取扱いとなります。

- ※ 別居認定の申告、または既に別居認定中の被扶養者がいる方で新たに被扶養者の申告をする場合には、『別居扶養の送金額等の自己チェックシート』（24～26ページ参照）で認定基準を満たしているかを確認のうえ申告してください。
- ※ 既に別居認定中の被扶養者がいる方で、新たに被扶養者の申告をすることにより、「1 別居扶養する場合の経済的援助の基準」の（4）（15ページ参照）の送金基準を満たさなくなった場合は、別居被扶養者の減員の届出を行ってください。

6 海外居住者（国内居住要件の例外）

海外留学、ワーキングホリデーや海外青年協力隊（JICA）等で日本国内に住所（住民票）がないとしても「日本国内に生活の基礎があると認められる」場合は、経済的援助などの認定要件を満たせば被扶養者となることができます。

例外として認められる事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等のコピー
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等のコピー
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等のコピー
⑤ ①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

Ⅶ 被扶養者の申告に必要な書類

1 添付書類の基本的な考え方

必 要 書 類	備 考
① 事実発生日及び理由を確認できる書類	認定要件毎にそれぞれ退職証明書・婚姻届受理証明書など事実発生日及び理由などを確認できるものが必要
② 認定対象者及びその世帯の情報が分かる公的書類	氏名・生年月日・続柄・同居別居・他の扶養義務者の有無等を確認するため
住民票の写し（ <u>世帯全員・続柄入り</u> ）（原本）	住民登録をしている市区町村で申請してください。直近のものを提出してください。
戸籍謄本等（原本）	組合員との続柄が住民票で確認できない場合に必要
③ 収入確認にかかる書類	認定対象者に配偶者がいる場合は配偶者の分、他の扶養義務者がいる場合は扶養義務者の分も必要です。
課税（所得）証明書（原本）または非課税証明書（原本） ※ 自治体によって名称が異なります。 ※ 中学校卒業以降は必要です。ただし、高校生（全日制の高校に在学する者）の場合は学生証の写しで可 ※ 公的書類（住民票・戸籍・課税（所得）証明書等）の有効期限は発行後3ヶ月以内のもの	◆ 1月1日に住民登録をしている市区町村（大阪市内は市税事務所）で申請してください。 （例） 〔令和7年度課税証明書（令和6年1月～12月分）を請求する場合は、令和7年1月1日に住民登録がある市区町村〕 基本的に6月初旬に当該年度のものが取得できます。（証明内容は前年のものです。） ◆ 認定対象者の収入及び所得の種類・有無及び金額を確認するために提出していただくものです。そのため、必ず明細の記載された、収入が分かるものを取得してください。 ◆ このとき、収入基準額以上の前年の収入が記載されていても、たとえば給与収入のみの者が既に離職している場合等は、その収入は申告以前のもので申告時から将来に向けて生じる収入ではないので、認定の支障になるものではありません。
給与明細書の写し（直近3ヶ月分）	認定対象者にアルバイト・パート等の収入がある場合
年金振込通知書等の写し	非課税の障害年金・遺族年金等、または個人年金、企業年金等も含め、受給しているすべての年金
確定申告書一式（収支内訳書等を含む）の写し	課税（所得）証明書に給与以外の不動産・事業・営業等の所得の記載がある場合
その他収入額を確認できる書類	
④ 離職票及び雇用保険受給記録等	
⑤ 経済的援助にかかる確認書類	別居の場合のみ（16ページ参照）
⑥ 理由書・申出書等その他	添付書類の提出ができない等特別な事情がある場合は、個々に審査し判断しますので書面にて申し出てください。

2 認定・喪失事由ごとの添付書類（例）

【認 定】

主な確認項目		添付書類（例）	新採用	出生	婚姻	養子縁組 扶養者の 変更	同居	離職	雇用保険 受給終了	収入 減少	個人事業 廃止	休業手当金 等受給終了
①	事実発生日及び理由	◆出生等届受理証明書 または戸籍謄(抄)本 ◆住民票の写し ◆共同扶養者の事実確認書類 (他の扶養義務者の収入確認書類) ◆退職証明書・廃業届など ◆雇用保険受給資格者証 ◆各種休業手当金支給終了通知書		○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	認定対象者及びその世帯の 情報が分かる公的書類 ・氏名、生年月日、続柄、 同居別居 ・組合員以外の扶養義務者	◆住民票の写し ・続柄記載のある世帯全員のもの ◆戸籍謄(抄)本 ・住民票のみで認定対象者との続柄が 確認できない場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	限度額内の収入であるか	◆課税(所得)証明書または非課税証明書 現在の収入を確認できる書類 ◆給与明細書、雇用契約書、 年金振込通知書など または 現在収入がないことを確認できる書類 ◆退職証明書、廃業届など	○		○	△	○	○	○	○	○	○
④	雇用保険の有無や受給状況	◆離職票1及び2 ・受給しない場合は原本の提出が必要 ◆雇用保険受給資格者証			△		△	○	○	△	△	
⑤	経済的援助の内容	(別居の場合のみ) ◆金融機関の振込票 ◆送金の記録がある通帳の写し	△	△	△	△		△	△	△	△	△
⑥	その他必要と認められる書類	◆理由書 ・申出理由等の補完説明 ・組合員以外の扶養義務者の援助状況 ・今後収入状況等に変動があった場合、 直ちに減員届出する旨など ◆被扶養者にかかる申出書(所属所様式)	○	△	△	○	△	○	△	○	○	○
⑦	組合員以外の扶養義務者の収入	<u>他の扶養義務者の</u> ◆課税(所得)証明書または非課税証明書	△	△		△	△	△	△	△	△	△

※ △は、必要に応じ提出



【喪失】

主な確認項目		添付書類（例）	就職 社保取得	離婚	別居	収入超過	雇用保険 受給開始	扶養者の 変更	扶養否認	年金受給	事業・株等の 取引開始	死亡
①	事実発生日及び理由	◆就職証明書 ◆離婚届受理証明書 ◆住民票の写し ◆雇用保険受給資格者証 ◆雇用形態変更証明書 ◆新たに交付された再就職先の「資格情報通知書」又は「資格確認書」もしくは、「マイナポータル」の資格取得年月日が確認できる画面」の写し ・就職日と健康保険の資格取得日が同日の場合 ・収入は限度額内のまま健康保険の資格取得 ・扶養義務者の収入逆転による扶養者変更	○	○	○	○	○	○		○	○	○
②	喪失対象者及びその世帯の 情報が分かる公的書類 ・氏名、生年月日、続柄、 別居日など	◆住民票の写し ・続柄記載のある世帯全員のもの		○				△				
③	限度額内の収入であったか	◆課税（所得）証明書または非課税証明書 現在の収入を確認できる書類 ◆給与明細書・雇用契約書・年金振込通知書など				○			○		△	
④	経済的援助の内容	(別居の被扶養者を減員する場合、事実発生日及び理由が確認できる書類の提出ができない場合) ◆直近3ヶ月分の金融機関の振込票 ◆直近3ヶ月分の送金の記録がある通帳の写し			○				○			
⑤	その他必要と認められる書類	◆理由書 ・申出理由等の補完説明	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△
⑥	組合員以外の扶養義務者の収入	他の扶養義務者の ◆課税（所得）証明書または非課税証明書			△			△	△			

※ △は、必要に応じ提出

【添付書類に関する注意事項】

(ア) 公的書類（住民票の写し及び戸籍謄本等）は原本を提出してください。

(イ) 必要書類は状況により異なります。必要に応じて前ページのほかに各種証明書類を提出していただくことがあります。やむを得ず証明書類が提出できない場合は、その事実関係や理由などを詳しく記述した理由書を提出してください。

(ウ) 被扶養者の増員をする場合は、事実発生日（退職の場合は退職日の翌日、雇用保険受給終了の場合は雇用保険受給終了の翌日）から5日以内に必要な添付書類を揃えて所属所へ提出してください。
出生の場合など、5日以内の提出が困難な場合は、可能な限り早期に提出してください。

(エ) 30日を超えて提出した場合は、所属所が申告書及び審査に必要なすべての書類を受理した日が認定日となり、事実発生日まで遡っての認定はできません。

(オ) 増員をする被扶養者に配偶者がいる場合は、その配偶者分の収入見込額が確認できる書類（課税（所得）証明書、給与明細書等の写し）を提出してください。

(カ) 課税（所得）証明書に給与以外の事業、営業、不動産等の所得の記載がある場合は、確定申告の際に提出する収支内訳書を含む収入の内訳が確認できる確定申告書類一式の写しを提出してください。扶養状況確認調査（検認）を行う際に、同様の書類が必要となりますので、保管しておいてください。

(キ) 別居認定の場合は、金融機関の振込票の写しや入金・送金記録のある預金通帳の写しなど、客観的に経済的援助の事実が確認できる書類を提出してください。扶養状況確認調査（検認）を行う際に、送金の事実が確認できる書類が必要となりますので、振込票の写し等は1年間分を保管しておいてください。

(ク) ご不明なことがありましたら、所属所または当共済組合にお問合せください。ただし、電話で照会を受けていても、個々の事情により必要書類が異なる場合があります。実際に提出書類を審査確認した後に、さらに追加資料を依頼することがありますので、あらかじめご了承ください。

3 扶養家族が減ったとき

扶養家族と別居したとき（別居扶養する者を除く）、就職、個人事業者となった場合、離婚、死亡等『Ⅰ 被扶養者の定義及び認定要件 3 被扶養者になれない者』（2ページ参照）に該当することとなった場合または扶養家族の収入が『Ⅱ 収入基準等』（3～8ページ参照）の収入基準を超える場合は、資格喪失の届出が必要です。

事実発生日が資格喪失日（死亡の場合は翌日）となります。資格喪失は、扶養認定とは異なり何年でも遡って喪失の処理をしますので、忘れずに遅滞なく手続きをしてください。

資格確認書（減員対象者の分 交付時）は必ず喪失の申告時に返却してください。資格喪失日以降は、お手元に資格確認書があっても絶対に使用しないでください。

また、紛失された場合は、「資格確認書等返納不能届」を提出してください。

被扶家族の資格喪失証明書は、国民健康保険への加入するとき、別の家族の健康保険に加入するときに必要です。就職等で既に別の健康保険に加入されている場合、基本的には当組合の資格喪失証明書は不要です。

4 診療費等の返還

被扶養者に関しては、組合員が扶養の実態に基づいて、地方公務員等共済組合法第55条第1項の規定によりその届出の責務を負います。

したがって、被扶養者としての資格要件を欠いたのに届出を怠った場合や届出が遅延した場合において、既に当共済組合から医療機関等へ支払われた診療費（7割または8割部分）等は、被扶養者の資格を喪失した日（上記2における事実発生日）まで遡って全額を組合員に返還していただきます。

5 その他

「こども医療費助成制度」「重度障がい者医療費助成制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度」その他、各市町村で実施している医療費の助成制度を受けている方は、短期給付において調整が必要ですので、当共済組合へ連絡ください。

※ 大阪府・兵庫県・和歌山県・滋賀県にお住まいの方は医療費助成制度に該当している場合、レセプト（診療報酬明細書）に記載されるため、連絡は不要です。

奈良県にお住まいの方についても、連絡は不要ですが、高額療養費が発生する場合は、お住まいの自治体からも重複して支給される場合がありますので、その際は、お住まいの自治体へ連絡してください。

※ 後日該当になった場合や医療証の内容に変更があった場合には、その都度ご連絡ください。

※ 制度の名称は市町村によって異なります。

Ⅷ 国民年金第3号被保険者の届出

組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人については、国民年金法第7条により国民年金第3号被保険者になり、被扶養者としての認定と同時に所属所（市長部局にあっては総務事務センター）または当共済組合を経由して日本年金機構へ届出をすることになっています。

次のような場合は、被扶養者申告書及び国民年金第3号被保険者関係届（住所変更の場合は国民年金第3号被保険者住所変更届）を所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出してください。

その際、基礎年金番号通知書または年金手帳の写し等、基礎年金番号のわかる添付書類が必要です。

【届出が必要な場合】

- 1 組合員の被扶養配偶者となったとき
- 2 組合員の被扶養配偶者が死亡したとき
- 3 被扶養配偶者の氏名・生年月日・住所等を変更（訂正）するとき
- 4 被扶養配偶者の居住状況が日本国内から出国または海外から帰国したとき
- 5 組合員の被扶養配偶者が収入増または離婚により健康保険の資格を喪失したとき

※上記4の届出がない場合、日本年金機構で国外転出情報が確認され届出勧奨後においても未提出のときは、職権により第3号被保険者資格の喪失処理がされますので、ご注意ください。

組合員が大阪市を退職した場合、国民年金第3号被保険者である配偶者の国民年金については、組合員が再就職するかどうかで必要な手続きが異なります。

組合員が再就職しない場合（任意継続組合員となる場合も含む）

組合員の配偶者は、国民年金第1号被保険者となるので、配偶者が居住する市区町村の国民年金担当課への届出が必要です。

手続きの際、「資格喪失証明書」（当共済組合が発行）、年金手帳等必要な書類がありますので、居住地の市区町村国民年金担当課に問い合わせください。

組合員が再就職する場合

組合員の配偶者は、引続き国民年金第3号被保険者となりますが、再就職先を通じて改めて国民年金第3号被保険者の届出が必要です。詳しくは再就職先で確認してください。

なお、退職してから再就職するまでに期間が空く場合は、まず国民年金第1号被保険者の手続きを行い、再就職した後に再度国民年金第3号被保険者の手続きを行ってください。

【本市へ再就職する場合】

フルタイム再任用職員等となり当共済組合の組合員資格が1日も途切れない一般組合員の被扶養配偶者は、原則届出不要です。

ただし、健康保険の届出遅延等により、被扶養配偶者の健康保険の資格が途切れてしまった場合には、再度、組合員の被扶養配偶者となった届出が必要です。

Ⅸ 扶養状況確認調査（検認）

被扶養者として認定されてもその資格は永久に継続するものではありません。組合員が自ら被扶養者の収入状況等を把握のうえ、扶養している事実または扶養しなくなった事実を申告することが地方公務員等共済組合法施行規程により定められています。

しかしながら、届出が必要なことを知らなかったり、忘れたりしてしまうケースもあります。

そこで、当共済組合では毎年対象者を定め、収入状況等の「被扶養者としての認定要件」を継続して満たしているかどうかを確認調査しています。

その際には、調査票をはじめ様々な証明書類（住民票の写し、課税（所得）証明書等）を提出していただきます。提出書類にあたっては、当該被扶養者のものだけでなく他の家族のものも提出していただく場合があります。

被扶養者としての認定要件を満たさなくなったことが判明した場合は、事実発生日に遡って被扶養者資格を喪失します。

また、正当な理由なく期限内に検認に必要な書類の提出がされない場合は、被扶養者の扶養状況確認調査（検認）を受けることを放棄したものとみなし、共済組合が当該被扶養者認定を無効とし当該組合員に通知しますので、その場合は速やかに資格確認書（交付時）を返納してください。

無効となった日以降に被扶養者が医療機関等にかかっていたときは、当共済組合が医療機関等に支払った医療費を組合員に返還していただきますのでご注意ください。



X 別居扶養の送金額等の自己チェックシート

被扶養者毎に実施してください

このシートでは、別居の被扶養者の収入額及び当該被扶養者への送金額等が基準を満たしているかどうかをチェックすることができます。

これから別居認定の申告をする場合、または既に別居被扶養者がいる方で新たに被扶養者の申告をする場合等に別居扶養の基準を満たしているかを確認してください。

組合員の収入

(注2)を参照し算出して記入してください。

_____ 円 (A)

別居被扶養者の収入

将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入の全ての合計額を記入してください。

_____ 円 (B)

組合員から別居被扶養者への送金金額

送金額を記入してください。金融機関等を介した送金が必要です。手渡し額は認められません。

別居被扶養者が複数いる場合はその総額を記入してください。

_____ 円 (C)

(注1)

収入は、将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入の全ての合計額を記入してください。(以下、同じです。)

(注2)

組合員の収入は、給料月額×1.25×16(か月)で算出して記入してください。

16か月は賞与を含む支給月数の目安です。

Q1 収入基準

(B)は「Ⅱ 収入基準等」の収入基準額未満ですか？



いいえ

収入基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。



はい

Q2 夫婦相互扶助

別居被扶養者に配偶者がいる場合は下の「夫婦相互扶助」の基準を満たしていますか？

配偶者がいない場合はQ3へ



いいえ

被扶養者として認定できません。

「夫婦相互扶助」：夫婦の合計収入が次の基準を満たすことが必要です。

- 1 夫婦のどちらか一方が障害年金受給者または60歳以上の者の場合 310万円未満
- 2 夫婦ともに障害年金受給者または60歳以上の者の場合 360万円未満
- 3 夫婦が1、2に該当しない場合 260万円未満



はい

Q3へ進んでください。

Q3 送金下限基準

送金額は年間 65 万円以上ですか？
(C) $\geq$ 65 万円を満たしていますか？



送金基準を満たしていないので、
被扶養者として認定できません。

いいえ



はい

Q4 主たる生計維持者

送金額は別居被扶養者の収入以上ですか？
(C) $\geq$ (B) を満たしていますか？



送金基準を満たしていないので、
被扶養者として認定できません。

いいえ



はい

Q5 稼働年齢

別居被扶養者は学生（ただし組合員の子に限る）または 18 歳未満ですか？



別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか随時確認してください。

はい



いいえ

被扶養者の人数

組合員の健康保険（大阪市職員共済組合）の扶養家族になっている人数を記入してください。（組合員は含みません。）

_____ 人 (D)

同居被扶養者の人数

(D) のうち組合員と同居している人数を記入してください。

_____ 人 (E)

送金後の組合員の手元に残る収入を組合員と同居被扶養者の人数で除した金額を記入してください。

$$\frac{(A) - (C)}{1 + (E)}$$

= _____ 円（1 円未満切り捨て） (F)

別居被扶養者の収入（送金額含む）

別居被扶養者の収入と組合員からの送金額を足した金額を記入してください。

(B) + (C)

= _____ 円 (G)

Q6 送金金額の妥当性

被扶養者 1 人あたりの収入のバランスは (F) $\geq$ (G) を満たしていますか？



別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか随時確認してください。

はい



いいえ

次頁に進んでください。

組合員の収入のみで算定した場合、送金上限基準を満たしていません。
ただし、組合員と同居する他の親族の収入を（A）に加算して再計算した額（J）と別居被扶養者の収入（G）を比較し（J）が上回る場合は、送金上限基準を満たすため、引き続き認定できます。

再計算しますか？



はい

いいえ

送金基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。

組合員と同居する他の親族の収入

総収入額を記入してください。
複数人ある場合は、その合計を記入してください。

_____ 円 (H)

同居者の収入（1人あたり）

送金後の組合員の手元に残る収入合計額を組合員と同居者の合計人数で除した金額を記入してください。

$$\frac{(A) + (H) - (C)}{1 + (I)}$$

= _____ 円（1円未満切り捨て） (J)

組合員と同居する全ての親族の人数

（組合員以外の人数を記入してください。）

_____ 人 (I)

Q7 送金金額の妥当性

1人あたりの収入のバランスは
（J）≥（G）を満たしていますか？



はい

別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか随時確認してください。



いいえ

送金基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。

既に別居被扶養者がいる方で新たに被扶養者の申告をする場合に、送金基準を満たさなくなった場合は、別居被扶養者の減員（資格喪失）手続きを行ってください。

チェックは以上です。

被扶養者の収入管理にご活用ください

注) 収入基準（年額）は、所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。被扶養者の認定期間中は、すべての期間（※）において収入基準以下である必要があります。

※例：1月～12月、2月～翌年1月、3月～翌年2月、

・ ・ ・ 11月～翌年10月、12月～翌年11月

[illegible]

給 与 収 入	給料、賃金、賞与など
年 金 収 入	厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金、恩給 など ※ <u>遺族年金、障害年金は非課税のため課税証明書には記載されませんが、収入に含みますのでご注意ください。</u>
事 業 収 入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医業、株の売買などから生じる収入
利 子 収 入	公社債及び預貯金の利子など
配 当 収 入	株式の配当金など
不動産収入	家賃、地代、権利金など
雑 収 入	原稿料、執筆料、講師謝金、講演料、出演料、印税など
その他の収入	傷病手当金、雇用保険失業給付金、休業補償金など